

空き家バンクへの物件登録手順

- 個人所有の一戸建て住宅が対象です。
- 空き家バンクへの登録は2年間です。更新することにより延長が可能です。

物件登録

1 • 空き家バンク物件登録申し込み

十日町市空き家バンク登録申込書（様式第1号）に必要事項をご記入の上、必要書類を添えて、窓口（十日町市役所企画政策課移住定住推進係）までお持ちいただくか、ご送付ください。

2 • 現地調査（3者立会）

登録申請書により、市の担当者、宅建業協会、所有者様で詳細な現地調査（状態確認、周辺状況の聞き取り、間取り図作成、写真撮影など）を行います。

3 • 空き家台帳への登録

書類及び現地調査の内容を審査し、登録が適当であると認めた場合、登録通知書（様式第2号）をお送りいたします。
なお、登録事項に変更があった場合、登録期間を延長したい場合、登録を抹消したい場合は、それぞれ手続きが必要となります。

空き家等の情報公開

- 市のホームページ、市役所窓口で情報の公開や提供を行います。
 - 新潟県や国などの空き家情報に関する窓口やWEBサイトで紹介します。
 - 交流、定住等のイベントで紹介します。
- ※所有者等の個人情報の公開・提供は行いません。

紹介・交渉・契約

十日町市が相談協定を結んだ、（公社）新潟県宅地建物取引業協会（十日町支部取扱い）が仲介業務（交渉・契約等）を行います。**成約時に法律に基づく仲介費用が発生いたしますので、あらかじめご承知おきください。**

お問い合わせ

〒948-8501 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地
十日町市役所2階

十日町市 総務部 企画政策課 移住定住推進係

電話 025-755-5137 FAX 025-752-4635

E-mail t-kikaku@city.tokamachi.lg.jp



十日町市空き家バンク

検索

<http://www.tokamachi-akiya.com>